

第 9 9 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 2 2 年 3 月 2 9 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

出席者 (委員) 松本 (誠) 、 池淵、 奥西、 川谷、 法西、 村岡、 長峯、 岡田、 草薙、 佐々木、 田村、 土谷、 中川
(河川管理者) 松本、 土居、 野村、 古高、 杉浦、 長田、 志茂、 吉栖、 岩間、 前田、 伊藤、 平塚
(コンサルタント) 村上、 竹田、 梶谷、 富士川、 釜谷

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

第 59 回流域委員会の審議内容、論点整理に向けた当面のスケジュールについて協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 59 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方

- ① 県は、第 58 回流域委員会以降に新たに追加された意見書の内容を「質問」と「意見」に分け、第 57 回、第 58 回流域委員会資料と同様に「質問」と「意見」ごとに 7 つの項目に分類した整理表 (第 99 回運営委員会資料 2-2) を第 59 回流域委員会に提示する。
- ② 県は、第 58 回流域委員会以降に提出された「質問」、及び第 58 回流域委員会の質疑で出された「質問」に対する県の回答を提示、説明の上、質疑・応答を行う。
- ③ 県は、第 57 回流域委員会までに提出された意見書のうち未回答の「意見」及び、第 58 回流域委員会で提出された意見書の「意見」、第 58 回流域委員会以降に提出された「意見」に対する県の回答を一括してとりまとめ提示、説明する。その後、第 58 回流域委員会で提示、説明した「意見」の回答 (第 58 回流域委員会資料 2-4) も併せた「意見」全体について、質疑・応答を行う。
- ④ 県は、第 59 回流域委員会で提示する「質問」「意見」に対する回答について、4/12 時点で作成ができていない回答分を、委員が県の回答の内容を把握できるように事前に送付する。
- ⑤ 意見書の内容に対する委員の説明、委員の意見が反映されていない事項への反論は、第 60 回流域委員会 (5 月 10 日開催) 以降の論点別審議の際に行うこととする。

(2) 今後の論点整理の進め方

- ① 第 60 回流域委員会から論点別の審議に入っていく。
- ② 第 59 回流域委員会、第 100 回運営委員会 (4 月 26 日開催) において、大きな枠組みにかかわる論点が抽出された場合は、優先して議論を行う方針とする。その進め方は、第 100 回運営委員会時に再度議論する。
- ③ 論点の議論を深め、原案をどのように修正・加筆していくかの視点は、① 評価できる点、② 原案では不十分である点、③ 原案の記載が間違っている点、④ 原案で抜けている点—の 4 点。これらを提言書と比較しながら委員の目で指摘し、原案の修正を提案、協議していく。
- ④ 原案の修文作業に入った段階では流域委員会 (全体会) だけではなく、運営委員会で詳細な詰めの議論をすることも視野に入れて審議を進めていく。

(3) その他

- ① 県は、法定資料である河川整備計画本編を補足する付属文書である「資料編」の作成について、整備計画の一体資料として住民も含めて活用できるよう引き継いでいくことを念頭に置き、検討する。

(主な意見等)

(1) 第 59 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方

- ・委員が提出した意見について、委員が直接説明する時間が必要ではないか。
- ・委員の意見に対する県からの回答は文書で提示されている。論点別に議論する際に、県の回答に満足できない場合は委員から説明すればよい。全体を通しての回答を行う際に委員が意見書の説明を行うと論点が分散すると思う。
- ・効率よく審議を進めるためにも、また、次の段階に進むためにも論点を絞っていく中で委員が意見書の説明を行えばよい。
- ・委員の意見には、①原案の内容を修正するのに必要だという意見と、②自分の考えを知ってもらいたいという意見の2つの意図がある。今委員会で求められているのは①。②に重点を置くと①の議論の時間がなくなる。
- ・第 59 回委員会では論点の深い議論は避け、深い議論については論点別に審議する段階で行う。どこに課題があるかを委員全員で共有し、論点別の議論につなげていく。
- ・今回、県からの回答を事前に委員に配布することから、各委員は委員会前に県の回答の内容を把握できる。各委員は県の回答の内容を理解して次につながる発言に努めてほしい。
- ・原案に対して枠組みの変更につながるような根本的な修正を求める意見があれば、先に抽出して議論すべきである。根本的な修正を求める意見は論点整理の前に解決しておくべきである。
- ・結論が同じでもプロセスが異なる場合がある。プロセス、過程を委員同士が理解しながら進めていく必要がある。

(2) 今後の論点整理の進め方

- ・高水処理計画に関係する大枠に関わる論点、すなわち整備目標流量・整備期間・河川対策の優先順位・流量配分の妥当性等に関わる議論は、先に解決する必要がある。論点に関する議論は、基本的には提言書に沿っているかがポイントとなり、最終的には原案の修文に向けての議論になる。
- ・委員が原案に対する対案を提出するのであれば、そのタイミングを考える必要がある。
- ・流域対策・既存ダム活用・河道対策等の流量配分と合わせて、支川も含めた流量配分を考えておきたい。
- ・委員会で求められる審議は、工学的な審議ではない。ブラッシュアップしていく定性的な議論に重点を置いて議論を展開したい。
- ・流量配分など数値的な議論は早期に終わらせた方がよい。その後、定性的な議論に移るべきである。
- ・論点の各項目は相互に関係する。クロスさせた議論も必要だ。
- ・まちづくりとの連携など、治水以外の部分も議論していきたいが、あまり着目されていない。早い段階で議論して方向性を決めていく必要がある。
- ・総合治水は川の中だけで考えるのではなく、流域全体の中で川づくりを考えるのだから、総合治水を掲げる限りは、まちづくりとの連携などを総合的にとらえるのは当然のことだ。
- ・今整備計画の期間には入らないが、将来的に検討すべき課題は新規ダム、既存ダムの治水活用の他にもあるのではないかと。阪神橋梁の問題、堤防の強化、流域対策やまちづくりとの関係など、将来的に検討課題として継続していく問題は多々ある。新規ダムの継続検討はそれらの中のひとつなので、「今後も継続検討していく課題」のような項目を設けて記述すべきではないか。

(3) その他

- ・長期におよぶ整備計画の期間を通じて、住民や自治体、県の関係者が整備計画の内容を具体的に共有していくためにも、基本方針で添付したような付属資料として「資料編」を整備計画でも用意すべきである。
- ・整備計画本編のページを増やすことが目的ではない。整備計画を実施する段階において、根拠資料としてまとまった資料があるべきである。整備計画のフォローアップの際にも整備計画がどのような意図でとりまとめているのかわかる資料が欲しい。この付属資料を見ながら整備計画を進めていってもらいたいという思いがある。
- ・付属資料の扱いを検討する。(県)

2 現地視察について

平成 22 年 3 月 24 日付村岡委員より提出のあった意見書で提案された現地視察について、協議した結果、運営委員会として現地視察を実施することを決定した。視察箇所は、千苺ダム、千苺浄水場、武庫川上流浄化センター、新規遊水地予定地（武庫川上流浄化センター対岸）の 4 箇所とし、日時は、4 月 27 日午後を候補日に調整を進める。

視察は運営委員会活動の一環として行う。下流域の視察については、今後必要に応じて協議する。

◆ 第 99 回運営委員会配付資料

(武庫川水系河川整備計画（原案）の審議の進め方について)

資料 1 第 59 回武庫川流域委員会次第（案）

(委員からの意見書：第 58 回以降追加)

資料 2-1 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する意見書（その 3）

資料 2-2 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見の整理表（その 3）

(アンケート)

資料 3 第 58 回 武庫川流域委員会アンケート